



3.4. 環境局事業

3.4.1. 花と樹木による緑化の支援【環境局：総務部】

花と緑で潤う緑化推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

地域における民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村への補助
(事業期間：令和5（2023）年度まで)

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から③全てを実施する場合に補助対象とする。

- ① 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
 - (ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。
 - (イ) 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）又は樹木により行うこと。
- ② ①の取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ③ ①の取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

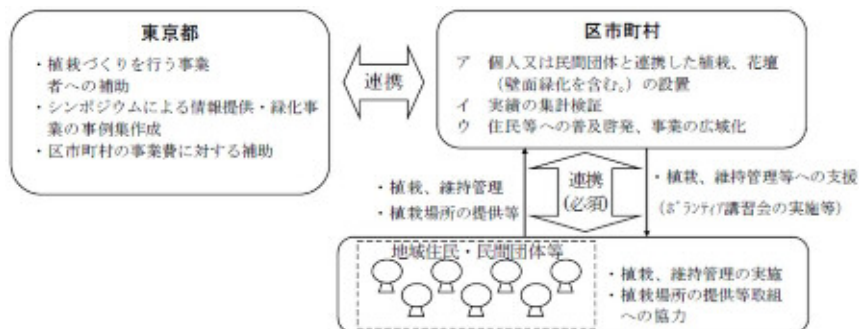
補助対象経費：ア 上記補助要件の内容の①～③の実施に要する経費

- イ 個人又は民間団体等との連携に当たり、草花等の維持管理に必要な知識及び技能を習得するために開催する個人又は民間団体等に対する講習会の経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.2. 緑地の利活用推進のための支援【環境局：総務部】

生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

区市町村による、閉鎖管理された緑地等を整備し都民へ開放する取組に加え、公園・緑地におけるみどりの質を向上させる取組を行う自治体への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

- ① 区市町村が所有又は管理する土地のうち、(1)既に一般開放している公園・緑地においては次の(ア)、(2)一般の立ち入りを常時禁止している緑地（以下「閉鎖緑地等」という。）においては次の(イ)に掲げる要件を満たすものを実施すること。
 - (ア)（公園・緑地）生物多様性に配慮した整備・管理の取組を行うこと。（日常的な管理のみの取組は対象外とする。）
 - (イ)（閉鎖緑地等）都民が緑地を利用できるよう、閉鎖緑地等を囲うフェンスの撤去、園路や案内板の設置、安全対策上の枝切りなど、必要な整備を行うこと。なお、整備を行ったエリアについて、全部又は部分的に開放すること。
- ② ①の取組の実施に当たっては、必要に応じて、生きものの生息・生育に関する調査を行うこと。
- ③ ①の取組の実施に当たっては、各自治体が定める生物多様性地域戦略、緑の基本計画、環境基本計画、公園整備方針等において、公園・緑地の生物多様性保全上の位置付け・考え方を示すこと。
- ④ ①の取組の結果を踏まえ、生物多様性保全の取組が継続するよう、後年度の生物多様性に配慮した維持管理の計画を示すこと。
- ⑤ ①の取組の成果を示すこと。
- ⑥ ①の取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。普及啓発を行うに当たっては、①の緑地を活用し、現地及びホームページ、パンフレット等において、生物多様性に関する情報を広く伝えていくことで、自然環境や生物多様性に関する基礎知識のない者でも、生物多様性の意識の向上につながるよう努めること。

補助率等

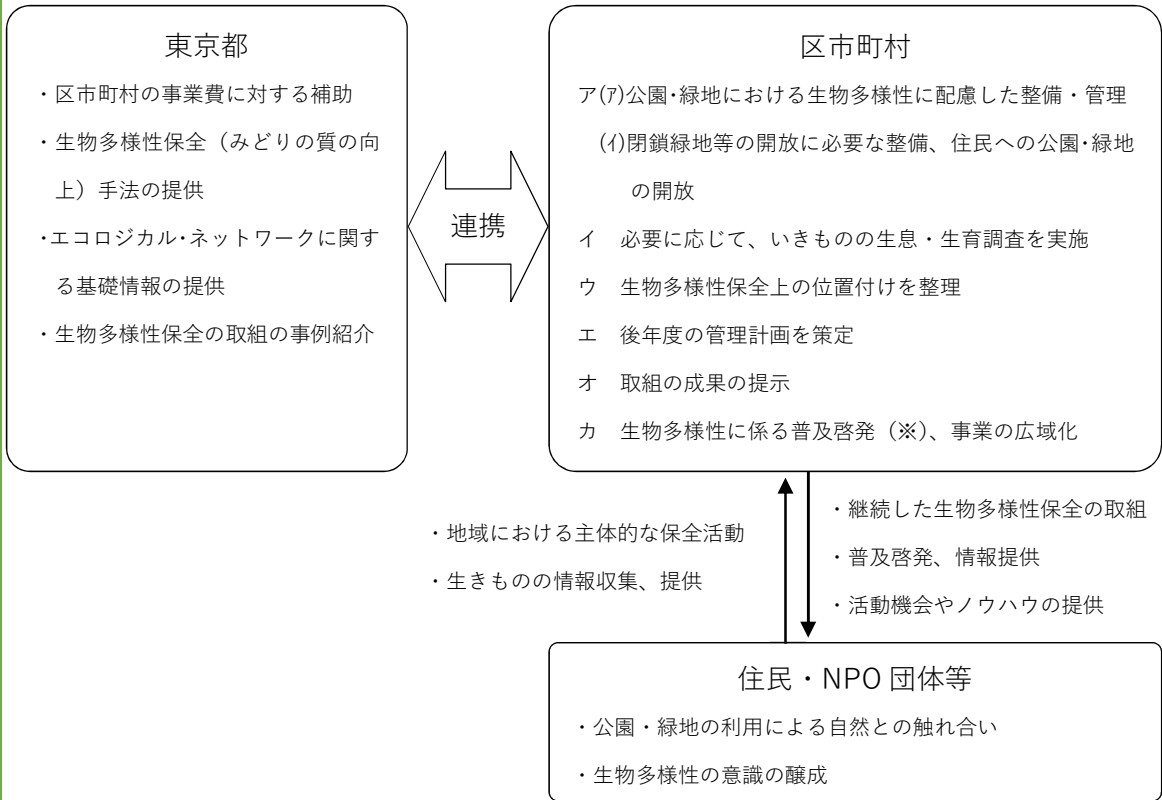
補助対象経費：上記補助要件の内容の①～⑥の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内



イメージ等



※生物多様性に係る普及啓発（例）

- ・当該区市町村や当該緑地における生物多様性保全の取組の紹介
- ・当該緑地に生息・生育する生きものの紹介（樹名板の設置、ボランティアによる解説 等）
- ・当該緑地及び周辺地域の地形や自然資源の利用の歴史、周辺のエコロジカル・ネットワークとの関わりを紹介
- ・雨水の浸透やヒートアイランド現象の緩和など、緑地の持つ多面的な機能の紹介

担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.3. 在来の植物を活用した公園等整備の支援【環境局：総務部】

江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業） （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

区市町村による、地域の自然環境や生物多様性保全・回復のために在来の植物を活用した公園等の整備への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から④全てを実施する場合に補助対象とする。

- ① 区市町村が所有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において、都内に本来自然分布している在来種の植栽を推進する取組
 - (ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を実施
 - (イ) (ア)の結果を踏まえ、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計（複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計であって全てに在来種を使用すること。）
 - (ウ) 高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせた多階層な植栽
 - (エ) 施工後は、在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置
- ② ①の結果を踏まえたエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針の策定
- ③ ①の実施による実績の集計及び検証
- ④ ①の内容の周知及び生物多様性保全のための普及啓発並びに事業の広域化に向けた取組

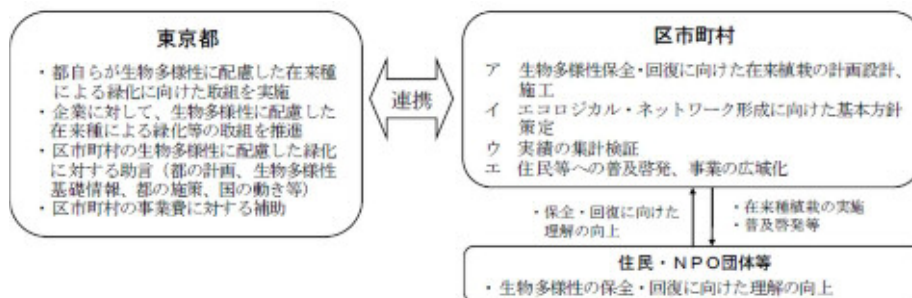
補助率等

補助対象経費：上記補助要件の内容の①～④の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.4. 生態系を保全するための取組の支援【環境局：総務部】

樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 (東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業)

概要

地域連携保全活動計画等に基づき実施する、区市町村が地域における多様な主体と連携して行う生物多様性保全の取組への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から④までの全てを実施する場合に補助

- ① 生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画に基づき、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当する取組
 - (ア) 里山、樹林地などの自然地の生態系を保全する取組
 - (イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組
 - (ウ) 希少種を保護する取組
- ② ①の取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）の策定
- ③ ①の取組の実施による実績の集計及び検証
- ④ ①の取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発（環境教育・自然体験活動を含む）及び事業の広域化に向けた取組の実施

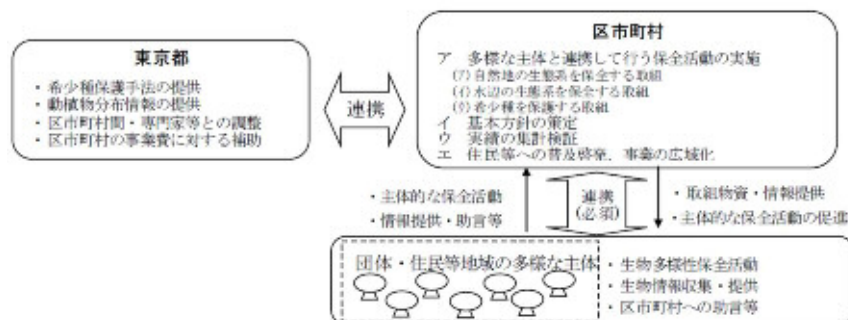
補助率等

補助対象経費：上記補助事業の内容の①～④の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404